令和８年１１月１５日

第２期世田谷アーティストバンク登録希望者募集要項

１　世田谷アーティストバンクについて

世田谷区では、区にゆかりがあり、区内で活動するアーティストの皆さんを応援するため、「世田谷アーティストバンク」を実施しています。

「世田谷アーティストバンク」登録アーティストに対しては、区立施設などの活動場所や、区内でのイベント出演の機会を提供するほか、公式サイト等で、アーティスト情報を発信し、活動を広く知っていただけるようサポートします。

２　活動について

（１）活動開始時期

令和９年４月

（２）活動内容

①区立施設・駅前広場等での演奏（自主活動）

区が指定する活動場所において、演奏等の音楽活動をすることができます。一般の路上や駅構内等、指定された活動場所以外での活動はできません。

【活動場所（予定）】

●区民会館

●区民センター

●駅前広場

②区内イベントでの演奏

区及び区内イベント主催者等からの依頼に基づき、イベントへの出演を依頼することがあります。ただし、出演希望者が複数いた場合は、世田谷アーティストバンク事務局が選定を行います。

（３）活動に当たっての条件

①活動場所

ア　活動場所には、原則としてスタッフは配置しません。音楽演奏に必要な機材の搬入、搬出等はご自身で行っていただきます。

イ　活動に際しては、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従ってください。

ウ　一部活動場所では、会場に電源（コンセント等）や楽器（ピアノ等）は設置されていないため、必要な機材はご自身で用意していただきます。

エ　観覧者の厚意による投げ銭の受け取りや音響機材の使用については、活動場所ごとのルールに従っていただきます。

②禁止事項

ア　ＤＶＤ、ＣＤ等の作品及びチケット等のいわゆる物販行為、およびその他勧誘行為はできません。

イ　公序良俗に反するもの、宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的とした音楽演奏はできません。

③グループでの活動

グループの場合、登録したメンバーの活動が可能です。また、活動は原則としてメンバー全員で行っていただきます。

３　応募資格について

（１）次の各号のいずれかに該当する個人又はグループとします。

①個人又はグループの構成員のうち、１人以上が区内在住・在勤・在学者、若しくは区内での活動実績があること。

②区が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又はグループであること。

（２）次の各号に該当する場合は、募集対象外とする。

①令和９年４月１日時点で１８歳未満の者（ただし、保護者の同意があるものを除く）

②政治又は宗教的目的を持って活動しようとする者

③公序良俗に反する者、又は青少年の健全な育成を阻害する恐れのある者

④暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められる者

⑤区及び当アーティストバンクの品位を傷つける恐れのある者

⑥その他、区がアーティストバンクに登録することが不適当と判断する者

４　募集・審査について

（１）募集部門

音楽演奏部門

（２）審査の流れ

①一次審査（書類及び動画による審査）

②二次審査（実演審査）

※一次審査通過者が対象。

（３）審査基準

音楽分野などの専門家が次の基準で審査を行います

●アーティスト活動における技量が高いこと。

●公共空間におけるパフォーマンスで人を引き付ける魅力があること。

●幅広い年代の人が楽しめること。

●プログラムにおける創意工夫があること。

●活動場所やイベント会場の近隣住民等から受け入れられるものであること。

●日常活動において、誹謗中傷を行わない等、活動に対する適格性があること。
●活動に当たっての条件を満たすこと。

5　登録について

（１）認定証及び活動許可証

各審査を通過し、登録アーティストとなった場合、認定証および活動許可証を交付します。

※世田谷アーティストバンクの公式サイトにプロフィールを掲載します。

（２）登録期間

登録年度から２年間

※登録期間終了後に更新を希望する場合は、その旨を所定の様式で事務局に申し出る必要があります。

※更新は最大４回までとします。

6　スケジュール（予定）

日程	内容
令和８年１１月２３日（月・祝） ～１２月２１日（月） ※郵送の場合は締切必着、メール申請の場合は午後１１時５９分まで。	応募期間
令和９年２月上旬頃	一次審査（書類及び動画による審査）結果通知（郵送）
令和９年３月５日（金）・６日（土）	二次審査（実演審査） ※審査日時は事務局で決定いたします。
令和９年３月上旬	二次審査結果通知（郵送）
令和９年３月下旬	活動説明会
令和９年４月１日	活動開始

7　応募について

（１）提出物

以下の各書類を郵送またはメール送付でご提出ください。

Ａ　応募用紙

ホームページ（https://www.setagaya-ab.jp）からダウンロードしたもの、もしくは募集案内チラシの裏面に印刷されたものに必要事項を記入してください。

※令和９年４月１日時点で１８歳未満の方が応募する場合は、保護者の同意書が必要です。同意書の書式については下記「９　問合せ先」までお尋ねください。

Ｂ　写真（顔がはっきりと確認できる写真。グループの場合は全員分、もしくは全員が写っているもの。）

Ｃ　５～１０分程度の演奏を撮影した動画

※応募者本人が応募の演奏形態で実際に生の演奏をしている様子がよく分かる動画で、過去１年以内に撮影したものをＹｏｕＴｕｂｅにアップロードしたもの。

（２）応募方法

【郵送の場合】

Ａ～Ｂを同封の上、下記の応募先までご郵送ください。

※Ａは紙にプリントアウト、もしくは募集案内チラシの裏面に記入してください。

※Ｂは応募用紙と同封してください。

※ＣはＹｏｕＴｕｂｅにアップロード後、「限定公開」に設定の上、ＵＲＬを応募用紙に記入してください。

郵送先

〒１５４－０００４　東京都世田谷区太子堂４－１－１　キャロットタワー５階

公益財団法人せたがや文化財団内　世田谷アーティストバンク事務局

【メール送付の場合】

Ａ～Ｃを下記の応募メールアドレス宛にご送付ください。

※Ａは、ＷｏｒｄまたはＰＤＦ形式で添付してください。

※Ｂは画像データを添付してください。

※ＣはＹｏｕＴｕｂｅにアップロード後「限定公開」に設定の上、ＵＲＬを応募用紙に記入してください。

応募メールアドレス

setagaya-ab@setagaya-ac.net

（３）その他

①郵送・メールともに受付後に事務局より確認メールを送付します。届かない場合はお問合せください。

②視覚障害等により応募用紙への記入が困難な方は、電話でお問い合わせください。

８　その他注意事項について

（１）応募書類は一切返却いたしません。

（２）応募書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、応募期間経過後、内容の変更はできませんのでご了承ください。

（３）応募用紙には連絡のつきやすい日常的に使用している電話番号・メールアドレスを記入してください。

（４）審査の内容、合否理由等はお答えしかねますのでご了承の上ご応募ください。

（５）応募に係る手続きについては、日本語で行います。

９　問合せ先

世田谷アーティストバンク事務局
メール setagaya-ab@setagaya-ac.net
電　話 ０３－５４３２－１５１８ 平日１０時～１８時(１２時～１３時を除く)
※臨時休業の場合あり

１０　個人情報の取扱方針

（１）事務局を運営する(公財)せたがや文化財団は、平成１７年４月１日の個人情報保護に関する法律の施行に伴い、従来の規程をより厳格に見直し、本応募における個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行うように努めております。詳しくは下記プライバシーポリシーをご確認ください。
https://www.setagaya-bunka.jp/about/privacy.html

（２）事務局は、本応募にあたり提供いただいた個人情報を、今回の審査に関する資料の送付、連絡、その他世田谷アーティストバンク事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。